ごみ法廷

裁かれるのは誰だ

裁判長

被告人→　←被告人

参考人　参考人　証人　証人

広報るもい11月号では、「きれいなまちづくりを目指して」をテーマに各市で制定したポイ捨て禁止条例についてご紹介しました。

今月号では空き缶をポイ捨てした人とごみの分別をしなかった人が起訴された事件をご紹介します。

（この裁判における登場人物及び内容については、すべてフィクションであります。裁判では別の事件が一緒に裁かれることはありません。）

空き缶をポイ捨てし、逮捕された“ポイ捨男”さん。

ごみを分別しなかった“分別せず子”さん。

さて、この二人の判決は？

第一回公判

裁判長　被告人は前へ出なさい。ポイ捨男だね。「はい」分別せず子だね。「はい」検察官。起訴状を

検察官　二人の被告人は別々の事件ではあるが、犯罪構成の基本の部分で同一性があると思われるので、今回は一緒に起訴するものである。

ポイ捨男は11月7日、帰宅の折り、留萌市ごみ無い町きれい丁目分別番地の自動販売機で、購入したジュースを歩きながら飲み、その空き缶を同町のA氏所有の垣根に投げ捨てた。そこで、同氏がとがめたところ、ポイ捨男被告は「うるせぇー」と暴言を吐き、争いとなり、パトロール中の警察官が現行犯逮捕したものである。

罪名、廃棄物処理法第16条違反。

分別せず子は燃えるごみをオレンジ袋に入れ、クリーンステーションの中に入れました。後からごみを出しにきた、町内会の環境美化推進委員が見たところ、資源ごみのアルミ缶3個が入っていたので、分別せず子被告のもとへ行き、正しい分別を求めたところ、「お節介やき」と言い、そのごみを投げ返しました。

そのごみが環境美化推進委員の環境良子さんに当たってケガを負わせたものである。

罪名、廃棄物処理法第6条違反及び刑法209条過失傷害。

裁判長　この法廷では自分自身の意志に反して、供述する必要はありません。言いたいことは許可を求めてから発言すること。但し、任意に供述した事柄は、有利にも不利にも証拠となることがあるから、よく考えて供述するようにしなさい。

それでは検察官の起訴状についてですが、起訴事実を認めますか。

ポイ捨男被告　空き缶を落したのは事実ですが、それを投げ捨てたと言われてはたまりません。拾おうとしたところ、警察官が逮捕したんです。

分別せず子被告　私の場合は、ごみの中身を注意されたのが恥ずかしくて、それでつい突き返してしまっただけで、環境良子さんが自分で一歩前に出て、勝手にケガをしたと思います。

裁判長　アルミ缶を中に入れたことは認めますか。

分別せず子被告　さあ、それははっきり覚えていません。

裁判長　弁護人の意見はどうですか。

弁護人　両被告の申すとおり、弁護人としては両人の無罪を主張します。

裁判長　検察官の意見はどうですか。

検察官　両人の警察における自白内容と食い違いがあり残念です。次回において、逮捕に当たった警察官と被害にあった環境良子さんを本件立証のため証人申請します。